

2015年1月15日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム  
営業秘密保護のこれまでとこれから  
文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(平成23~27年度)  
情報財の多元的価値と、創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系の再構築

開会挨拶

中山信弘(明治大学研究・知財戦略機構特任教授)

本日はお寒い中、明治大学知的財産法政策研究所のシンポジウムにお集まり頂き、真に有難うございます。

近年、営業秘密に関する事件も増え、営業秘密に関する関心が非常に高まっております。

平成2年までは、営業秘密の侵害は、せいぜい民法の不法行為法、あるいは競業避止契約・秘密保持契約で守られている程度であり、特に第三者に関する保護は薄い状態におかれておりました。

しかし、産業の発展と共に、営業秘密の重要性が認識されるようになり、平成2年に、不正競争防止法の中に営業秘密の規定が設けられました。

平成2年法は、実体規定だけが設けられ、手続的な規定はなく、また刑事罰もなかったので、当初から実効性には疑問がありました。しかし手続規定や刑事罰が無かったのは、その必要が感じられなかったからではなく、労働界やマスコミ関係からの反対が多く、まずは実体規定を作り、社会の情勢をみながら発展させて行く、ということが当初から予定されておりました。そしてその予定通り、その後、不正競争防止法は何回かの改正を経て、手続規定や刑事罰を設け、現在の形になりました。

しかしながら、営業秘密侵害の判例の多くは顧客名簿等に関するものであり、重要な技術上の秘密に関するものは多くはありませんでした。ただ、判例は少ないものの、従来から技術の漏洩自体はかなり存在すると推測されますが、それが裁判に上がってこないのは、不正競争防止法の不備が原因である、という考えが出てまいりました。そのような中、新日鐵住金対ポスコ事件、東芝対SKハイニックス事件のように、極めて重要な技術漏洩事件が発生し、しかも両方との技術の漏洩先は外国です。東芝事件対ハイニックス事件は和解が成立したようであるが、新日鐵事件は今訴訟の真最中です。

このような社会的背景の下に、現在、不正競争防止法の改正作業が進んでおり、社会あるいは法律家の注目を集めている。

本日は、平成2年の改正の折に通産省の局長であられた棚橋先生と、現在まさに改正に携わっておられる木尾知財室長にご登壇いただき、営業秘密法の「来し方行く末」をお話し頂き、また弁護士・学者を加え、種々の問題点につき、討論して頂くことになっております。今日のシンポジウムが少しでも皆様にお役に立てれば幸とっております。最後までよろしくお願い致します。